

夕張市森林整備計画書

計画期間

自 令和5年4月1日

至 令和15年3月31日

(令和6年4月1日変更)

(令和7年4月1日変更)

北海道夕張市

変 更 理 由	地域森林計画に適合させるための変更 公益的機能別施業森林等の変更
変 更 内 容	地域森林計画に適合させるため及び時点修正のための 公益的機能別施業森林等の面積の修正
変更計画が有効となる年月日	令和 7 年 4 月 1 日から適用

目 次

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	2
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
(1)	人工造林の対象樹種	9
(2)	人工造林の標準的な方法	9
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	11
2	天然更新に関する事項	11
(1)	天然更新の対象樹種	11
(2)	天然更新の標準的な方法	11
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	13
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
(1)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	13
(2)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	14
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	14
(1)	造林の対象樹種	14
(2)	生育し得る最大の立木の本数	14
5	その他必要な事項	14
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	15
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2	保育の種類別の標準的な方法	16
(1)	下刈	16
(2)	除伐	16
(3)	つる伐り	16
3	その他必要な事項	17
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
(1)	水源 ^{かん} の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養 ^{かん} 林）	17
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養 ^{かん} 機能維持林以外の	

森林	17
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
(1) 区域の設定	18
(2) 施業の方法	18
3 その他必要な事項	19
(1) 水資源保全ゾーン	19
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	20
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	20
(4) 施業実施協定の締結の促進方法	20
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	22
5 その他必要な事項	22
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4 その他必要な事項	23
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	23
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	23
(1) 路網密度の水準	23
(2) 作業システムに関する基本的な考え方	23
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
3 作業路網の整備に関する事項	24
(1) 基幹路網に関する事項	24
(2) 細部路網に関する事項	25
4 その他必要な事項	25
第8 その他必要な事項	26
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
(1) 人材の育成・確保	26
(2) 林業事業体の経営体質強化	26
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27
(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	27
(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	27
(3) 林業機械化の促進方策	27
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	27
(1) 木材流通の合理化	28
(2) 木材産業の体質強化	28
(3) 木質バイオマスの利用促進	28

4	その他必要な事項	28
第1	鳥獣害の防止に関する事項	29
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
(1)	区域の設定	29
(2)	鳥獣害の防止の方法	29
2	その他必要な事項	29
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	30
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	30
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	30
(2)	その他	30
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	30
3	林野火災の予防の方法	30
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5	その他必要な事項	31
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	31
(2)	その他	31
1	森林経営計画の作成に関する事項	32
(1)	森林経営計画の記載内容に関する事項	32
(2)	森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	32
2	生活環境の整備に関する事項	32
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	32
4	森林の総合利用の推進に関する事項	32
5	住民参加による森林の整備に関する事項	32
(1)	地域住民参加による取組に関する事項	32
(2)	上下流連携による取組に関する事項	33
(3)	その他	33
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	33
7	その他必要な事項	33
(1)	特定保安林の整備に関する事項	33
(2)	法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	33
(3)	森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	36
(4)	森林の管理の状況等から公益的機能の維持、向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	36
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	37
別表2	公益的機能別施業森林における森林施業の方法	42
別表3	鳥獣害防止森林区域	45